

法務委員会議録第八号

第一百七十一回 参議院法務委員会

平成二十一年四月十四日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十日

辞任

大島九州男君

辞任

仁比聰平君

補欠選任
松浦大悟君

松浦大悟君

井上哲士君

井上哲士君

澤雄二君

澤雄二君

千葉景子君

千葉景子君

松岡徹君

松岡徹君

木庭健太郎君

木庭健太郎君

小川敏夫君

小川敏夫君

今野東君

今野東君

前川清成君

前川清成君

大悟君

大悟君

松浦信夫君

松浦信夫君

青木幹雄君

青木幹雄君

秋元司君

秋元司君

丸山正昭君

丸山正昭君

山崎哲士君

山崎哲士君

井上正道君

井上正道君

近藤剛男君

近藤剛男君

森英介君

森英介君

委員

委員長

理事

大臣政務官

法務大臣政務官

早川忠孝君

事務局側

常任委員会専門員

山口一夫君

補欠選任

松浦大悟君

井上哲士君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

木庭健太郎君

小川敏夫君

今野東君

前川清成君

大悟君

松浦信夫君

青木幹雄君

秋元司君

丸山正昭君

山崎哲士君

井上正道君

近藤剛男君

森英介君

澤雄二君

千葉景子君

松岡徹君

び児童の保護等に関する法律の改定の所轄官庁を厚生労働省と定めること。

第一六二八号 平成二十一年四月二日受理
子供の保護に名を借りた創作物の規制、捜査機関による濫用の危険性が高い児童ポルノの単純所持規制反対に関する請願

請願者 東京都足立区千住中居町二ノ八八ノ

二〇一 長谷川尚希

外千七百八十八名

紹介議員 松浦 大悟君
この請願の趣旨は、第一五三三号と同じである。

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案

二、連邦国家の州その他これに準ずる国行政区分であつて、主権的な権能を行使する権限を有するもの

三、前二号に掲げるもののほか、主権的な権能を行使する権限を付与された団体(当該権能の行使としての行為をする場合に限る。)

四、前三号に掲げるものの代表者であつて、その資格に基づき行動するもの

(条約等に基づく特権又は免除との関係)

五、この法律の規定は、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではない。

六、以下同じ)から免除されるものとする。

七、裁判手続について免除されない場合

八、以下同じ)から免除されるものとする。

九、裁判手続について免除されない場合

十、以下同じ)から免除されるものとする。

十一、裁判手続について免除されない場合

十二、以下同じ)から免除されるものとする。

十三、裁判手続について免除されない場合

十四、以下同じ)から免除されるものとする。

十五、裁判手続について免除されない場合

十六、以下同じ)から免除されるものとする。

十七、裁判手続について免除されない場合

十八、以下同じ)から免除されるものとする。

(趣旨)

第一条 この法律は、外国等に対して我が国の民事裁判権(裁判権のうち刑事に係るもの以外のものをいう。第四条において同じ)が及ぶ範囲

及び外国等に係る民事の裁判手続についての特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「外国等」とは、次に掲げるもの(以下「国等」という。)のうち、日本国及び日本国に係るものと除くものをいう。

一、国及びその政府の機關

二、連邦国家の州その他これに準ずる国行政区分であつて、主権的な権能を行使する権限を有するもの

三、前二号に掲げるもののほか、主権的な権能を行使する権限を付与された団体(当該権能の行使としての行為をする場合に限る。)

四、前三号に掲げるものの代表者であつて、その資格に基づき行動するもの

(条約等に基づく特権又は免除との関係)

五、この法律の規定は、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が享有する特権又は免除に影響を及ぼすものではない。

六、以下同じ)から免除されるものとする。

七、裁判手続について免除されない場合

八、以下同じ)から免除されるものとする。

九、裁判手続について免除されない場合

十、以下同じ)から免除されるものとする。

十一、裁判手続について免除されない場合

十二、以下同じ)から免除されるものとする。

十三、裁判手続について免除されない場合

十四、以下同じ)から免除されるものとする。

十五、裁判手続について免除されない場合

十六、以下同じ)から免除されるものとする。

十七、裁判手続について免除されない場合

十八、以下同じ)から免除されるものとする。

(趣旨)

第一条 この法律は、外国等に対して我が国の民事裁判権(裁判権のうち刑事に係るもの以外のものをいう。第四条において同じ)が及ぶ範囲

二、書面による契約

三、当該裁判手続における陳述又は裁判所若し

くは相手方に対する書面による通知の間のものに関する裁判手続について、裁判権

2、外国等が特定の事項又は事件に関して日本國の法令を適用することについて同意したこと

は、前項の同意と解してはならない。

(同意の擬制)

第六条 外国等が次に掲げる行為をした場合は、前条第一項の同意があつたものとみなす。

一、訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立て

二、裁判手続への参加(裁判権からの免除を主張することを目的とするものを除く。)

三、裁判手続において異議を述べないで本案についてした弁論又は申述

四、前項第二号及び第三号の規定は、当該外国等がこれららの行為をする前に裁判権から免除される根拠となる事実があることを知ることができなかつたやむを得ない事情がある場合であつて、当該事実を知つた後当該事情を速やかに証明したときには、適用しない。

五、口頭弁論期日その他の裁判手続の期日において外国等が出頭しないこと及び外国等の代表者が証人として出頭したことは、前条第一項の同意と解してはならない。

六、第七条 外国等が訴えを提起した場合又は当事者として訴訟に参加した場合において、反訴が提起されたときは、当該反訴について、第五条第一項の同意があつたものとみなす。

七、外国等が当該外国等を被告とする訴訟において反訴を提起したときは、本訴について、第五条第一項の同意があつたものとみなす。

八、第八条 外国等は、商業的取引(民事又は商事に係る物品の売買、役務の調達、金銭の貸借その他の事項についての契約又は取引(労働契約を除く。)をいう。次項及び第十六条において同じ。)のうち、当該外国等と当該外国等(国以外のものにあっては、それらが所属する国。以下この項において同じ。)以外の国(国民又は当該

法令に基づいて設立された法人その他の団体との間のものに関する裁判手続について、裁判権

の間のものに関する裁判手続について、裁判権

から免除されない。

一、当該外国等と当該外国等以外の国等との間の商業的取引である場合

二、当該商業的取引の当事者が明示的に別段の合意をした場合

三、当該個人が次に掲げる者である場合

四、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

五、当該個人が次に掲げる者である場合

六、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

七、当該個人が次に掲げる者である場合

八、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

九、当該個人が次に掲げる者である場合

十、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

十一、当該個人が次に掲げる者である場合

十二、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

十三、当該個人が次に掲げる者である場合

十四、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

十五、当該個人が次に掲げる者である場合

十六、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

十七、当該個人が次に掲げる者である場合

十八、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

十九、当該個人が次に掲げる者である場合

二十、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

二十一、当該個人が次に掲げる者である場合

二十二、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

二十三、当該個人が次に掲げる者である場合

二十四、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

二十五、当該個人が次に掲げる者である場合

二十六、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

二十七、当該個人が次に掲げる者である場合

二十八、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

二十九、当該個人が次に掲げる者である場合

三十、前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

めのものを除く。)であつて、当該外国等の元首、政府の長又は外務大臣によって当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあるとされ

た場合
五 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立てがあつた時において、当該個人が当該外国人等の国民である場合。ただし、当該個人が日本国に通常居住するときは、この限りでない。

六 当該労働契約の当事者間に書面による別段の合意がある場合。ただし、労働者の保護の見地から、当該労働契約に関する訴え又は申立てについて日本国の裁判所が管轄権を有しないとするならば、公の秩序に反するところであるときは、この限りでない。

(人の死傷又は有体物の滅失等)
第十条 外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは毀損が、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によつて生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによつて生じた損害又は損失の金銭によつてん補に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

第十一條 外国等は、日本国内にある不動産に係る次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。
一 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用
2 外国等は、動産又は不動産について相続その他的一般承継、贈与又は無主物の取得によつて

生ずる当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(裁判所が関与を行う財産の管理又は処分に係る権利利益)

第十二条 外国等は、信託財産、破産財団に属する財産、清算中の会社の財産その他の日本国の裁判所が監督その他の関与を行ふ財産の管理又は処分に係る当該外国等の権利又は利益に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

(知的財産権)

第十三条 外国等は、次に掲げる事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 当該外国等が有すると主張している知的財産権(知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第一項に規定する知的財産に

関して日本国の法令により定められた権利又は日本国に上保護される利益に係る権利をいう。次号において同じ。)の存否、効力、帰属又は内容

二 当該外国等が日本国内においてしたものと主張される知的財産権の侵害

(団体の構成員としての資格等)

第十四条 外国等は、法人その他の団体であつて次の各号のいずれにも該当するものの社員その他の構成員である場合には、その資格又はその

資格に基づく権利若しくは義務に關する裁判手続について、裁判権から免除されない。

一 国等及び国際機関以外の者をその社員その他の構成員とするものであること。

2 前項の規定は、当該裁判手続の当事者間に当該外国等が裁判手続から免除される旨の書面による合意がある場合又は当該団体の定款、規約その他のこれらに類する規則にその旨の定めがある場合には、適用しない。

(船舶の運航等)
第十五条 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶の運航に關する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に關する裁判手続について、裁判権から免除されない。

2 前項の規定は、当該船舶が軍艦又は軍の支援船である場合には、適用しない。

3 船舶を所有し又は運航する外国等は、当該船舶による貨物の運送に關する紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が政府の非商業的目的以外に使用されていた場合には、当該紛争に關する裁判手続について、裁判権から免除されない。

4 前項の規定は、当該貨物が、軍艦若しくは軍の支援船により運送されていたものである場合又は国等が所有し、かつ、政府の非商業的目的のみに使用され、若しくは使用されることが予定されているものである場合には、適用しない。

(仲裁合意)

第十六条 外国等は、当該外国等(國以外のものにあつては、それらが所属する国。以下この条において同じ。)以外の國の國民又は當該外國等以外の國若しくはこれに所属する國等の法令に基づいて設立された法人その他の団体との間の商業的取引に係る書面による仲裁合意に關し、當該仲裁合意の存否若しくは効力又は當該仲裁合意に基づく仲裁手続に關する裁判手続について、裁判権から免除されない。ただし、当事者間に書面による別段の合意がある場合は、この限りでない。

(特定の目的に使用される財産)

第十七条 外国等は、當該外國等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている當該外國等の有する財産に対する民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

2 次に掲げる外国等の有する財産は、前項の財産に含まれないものとする。

一 外交使節団、領事機関、特別使節団、國際機関に派遣されている使節団又は國際機関の内部機関若しくは國際會議に派遣されている

3 第五条第一項の同意は、第一項の同意と解してはならない。

民事執行をすることについての同意を明示的にした場合には、當該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

一 約その他の国際約束
二 仲裁に關する合意
三 書面による契約

四 当該保全処分又は民事執行の手続における陳述又は裁判所若しくは相手方に對する書面による通知(相手方に対する通知にあつては、當該保全処分又は民事執行が申し立てられない原因となつた権利關係に關する紛争が生じた後に発出されたものに限る。)

2 外国等は、保全処分又は民事執行の目的を達成することができるよう指定し又は担保として提供した特定の財産がある場合には、當該財産に対する當該保全処分又は民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

3 第五条第一項の同意は、第一項の同意と解してはならない。

(特定の目的に使用される財産)

第十八条 外国等は、當該外國等により政府の非商業的目的以外にのみ使用され、又は使用されることが予定されている當該外國等の有する財産に対する民事執行の手続について、裁判権から免除されない。

2 次に掲げる外国等の有する財産は、前項の財産に含まれないものとする。

3 第五条第一項の同意は、第一項の同意と解してはならない。

一 外交使節団、領事機関、特別使節団、國際機関に派遣されている使節団又は國際機関の内部機関若しくは國際會議に派遣されている代表團の任務の遂行に當たつて使用され、又は使用されることが予定されている財產
二 軍事的な性質を有する財産又は軍事的な任務の遂行に當たつて使用され、若しくは使用されることが予定されている財產
三 次に掲げる財産であつて、販売されておらず、かつ、販売されることが予定されているないもの

(外交等の同意等)

第十七条 外国等は、次に掲げるいずれかの方法により、その有する財産に対して保全処分又は

口 当該外国等が管理する公文書その他の記録	3 前項の規定は、前条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。	4 第一項及び第二項に規定するもののほか、最高裁判所規則で定める。
ハ 科学的、文化的又は歴史的意義を有する展示物	(外国中央銀行等の取扱い)	(外国等の不出頭の場合の民事訴訟法の特例等)
3 外国等は、異議を述べないで本案について弁論又は申述をしたときは、訴状等の送達の方法について異議を述べる権利を失う。	第十九条 日本国以外の国の中央銀行又はこれに準ずる金融当局(次項において「外国中央銀行等」という。)は、その有する財産に対する保全処分及び民事執行の手続については、第二条第一号から第三号までに該当しない場合においても、これを外国等とみなし、第四条並びに第七条第一項及び第二項の規定を適用する。	第二十一条 外国等が口頭弁論の期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない場合における当該外国等に対する請求を認容する判決の言渡しは、訴状等の送達があった日又は前条第二項の規定により送達があつたものとみなされる日から四月を経過しなければすることができない。
2 前項第二号イに掲げる方法により送達をした場合においては外務省に相当する当該外国等(國以外のものにあつては、それらが所属する国)の機関が訴状等を受領した時に、送達があつたものとみなす。	二 外国中央銀行等については、前条第一項の規定は適用しない。	2 前項第一項及び第二項の規定は、前項に規定する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書(次項及び第四項において「判決書等」という。)の当該外国等に対する送達について準用する。
2 前項第二号イに掲げる方法により送達をした場合においては外務省に相当する当該外国等(國以外のものにあつては、それらが所属する国)の機関が訴状等を受領した時に、送達があつたものとみなす。	三 第二章 民事の裁判手続についての特例(訴状等の送達)	3 前項に規定するもののほか、判決書等の送達に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
2 第二十条 外国等に対する訴状その他これに類する書類及び訴訟手続その他の裁判所における手続の最初の期日の呼出状(以下この条及び次条第一項において「訴状等」という。)の送達は、次に掲げる方法によりするものとする。	4 第一項に規定する判決に対して外国等がする上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第二百八十五条本文(同法第三百三十三条同法第三百八十六条第五項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)又は第三百五十七条本文(同法第二百六十七条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三百七十八条第一項本文の規定にかかるわらず、判決書等の送達があつた日又は第二項において準用する前条第三項の規定により送達があつたものとみなされる日から四月の不变期間内に提起しなければならない。	2 この法律の規定は、次に掲げる事件については、適用しない。
2 イ 外交上の経路を通じてする方法	一 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した第五条第一項に規定する裁判手続に係る事件	1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 ロ 当該外国等が送達の方法として受け入れるその他の方法(民事訴訟法平成八年法律第一百九号)に規定する方法であるものに限る。)	二 この法律の施行前に申立てがあり、又は裁判所が職権で開始した第五条第一項に規定する保全処分及び民事執行に係る事件	（施行期日）
1. い。		附則
平成二十一年四月二十日印刷	平成二十一年四月二十一日発行	
参議院事務局	印 刷 者 国立印刷局	
A		